

## L.ワルラスの経済社会システム 市場・国家・アソシアシオンのリンク

高橋聡(中央大学商学部ほか非常勤)  
satotaka1106@yahoo.co.jp

### はじめに

L.ワルラス研究は、『ワルラス父子全集』刊行を契機に、その社会科学体系の全体像の解明に関心が向けられ、フランスを中心に研究が近年かなりの活況を呈している。とりわけ体系・思想・政策に重点をおいた研究としては、リヨン大学『全集』編集グループ Dockès[1996]と Potier[1994][1998]が、今日の標準的な参照文献としての地位をしめている。ただし、現実の市場経済に対するワルラスの政策アプローチは、純粋経済学においては完全に捨象され、従来ほとんど知られることがなかったこともあり、両者の研究においても依然として紹介または列挙にとどまっている感が否めず、一個のレジームとして諸政策がどのように互いに連関しているかまではふみ込んだ考察がなされていない(この点は、Oul s[1950]におけるワルラス三部作への解説、そしてこの方面の初の研究書である Boson[1951][1965]についても同様)。そこで本報告では、諸政策間の相互リンクの解明をつうじてワルラスの市場社会像の素描を試みたい。

ワルラスは経済現象を自然科学 = 力学的に認識する一般均衡理論を根拠に、「組織された自由競争」を唱える。だがその一方で彼は、自由競争市場の組織化と並ぶ政策として、純粋経済学において与件とされる土地国有化と租税廃止を社会的正義の観点から論じ、労働市場内における労働者の団結、労資仲裁、結社(アソシアシオン・保険・共済)を社会的利益の観点から論じる。本報告では主に を対象に、理論(方法論的個人主義・摩擦なき完全自由競争)と現実の市場社会に発生する社会問題(失業・低賃金・老後など生活不安)との乖離にワルラスが目をつぶることなく、「新古典派的」パラダイムの中で両者をどのように整合させて問題解決を図ろうとしたのかを検討する( については 学史学会報告集第 66 回大会[2002 年]の拙稿参照)。

### 社会思想的背景 - 個人と国家の二分法の枠組

1860 年最初の著作『経済学と正義』(EPJ)におけるワルラスは、父オーギュストの「ブルードンに関するノート」をもとに、「絶対的平等と絶対的不平等」の双方に反駁した上で、フランス革命原理「自由、平等」を再構成した「条件の平等:地位の不平等」を、財産・家族・経済に共通する自然法とする(EPJ,pp.171-178)。これは 1867-1868 年の講演『社会の一般理論』では、「社会の一般定式」と名づけられて、「個人の自由:国家の権威、条件の平等:地位の不平等」とまとめられる。ワルラスは 1870 年ローザンヌ大学に赴任するが、この定式は、『社会経済学講義』(CES)、および引退後刊行した 1896 年『社会経済学研究』(EES)にまで終始一貫している(EES,p.140,CES,p.216)。この『社会の一般理論』の定式を書き改めて、1896 年に発表された論文「財産の理論」における領域区分を次のとおり整理しておく(EES,p.177)。

個人 individualité 単独の個人または個人出資に還元可能な結社(アソシアシオンや共済)

主体 = 個人(individu)、場 = 市場 原理:個人の自由と地位の不平等

共同体 communauté 個人に還元不可能な共同体 (= 国家)

主体 = 公民(citoyen)、場 = 国家 原理:国家の権威と条件の平等

ワルラスの見るところ、社会問題は市場経済自体に由来するのではなく、この定式に照らして、個人と国家の間で区分されるべき自然権の侵害に由来するものとされる。すなわち現状では、国家

の課税によって個人の収入(賃金)が侵害されており、逆に土地は私的所有によって侵害されている。したがって社会問題の根本解決策は、上記の本来の自然権区分への復帰ということになる。そこでワルラスは、根本的な社会問題解決策として、漸進的な土地国有化と租税廃止を提案する。その結果、国家は土地および地代を完全に所有し、個人は人間の身体・労働・収入を完全に所有することになる。以下に論じる政策は市場経済を前提に、その内部において可能な二次的な解決策である。

### 市場と結社の自由(労働組合・共済・アソシアション)

完全自由競争市場は自生的に組織されるものではなく国家の立法によって確立・組織される。ただしワルラスの自由競争の組織化とは急進的市場原理導入ではなく、逆に導入のハードランディングを避けるものといえる。ワルラスは、累進課税や社会保険強制加入といった所得再分配策には否定的である。だが現実の市場社会において完全な個人主義的行動は困難なので、ワルラスは、団体交渉を合法化した労資紛争解決、労働者の個人貯蓄を原資とした共済組合とそれによる紛争解決、協同組合/アソシアション領域の市場内での確立を考える。

### 労使関係の解釈と労働組合

純粋経済学では、広義の資本家と呼ばれる地主・労働者・狭義の資本家が生産要素市場において土地用役・労働用役・資本用役を供給し、企業家がこれらを需要する。次に企業家はこれらの諸用役を結合した生産物を生産物市場に供給し、広義の資本家達が需要者となって生産物を購入する。ここで留意すべきは、狭義資本家と企業家が概念上区分されていることである。『要論』においてワルラスは、イギリス古典経済学が資本家と企業家とを概念的に区分せず、両者の収入を利潤として一括していること、そしてフランス経済学(J.-B.セイ)が企業家と労働者を概念的に区分せず、両者の収入を才能に対する報酬(=賃金)として一括しており、これが労資関係の認識を誤らせているとする。これをふまえて、『応用経済学講義』(CEPA)の議論をみってみる。仮に完全自由競争の理念が実現していれば、狭義資本家と区別される企業家は、生産要素市場における生産費引き上げ競争と、生産物市場における販売価格引き下げの競争が存在し、結局労働者と同じく競争の中で利潤と損失のリスクにさらされており、企業家の特権的な利潤独占は不可能とされる。

「一般的な命題としては、企業家はみな互いに競争状態にある。彼らが全員一緒に販売価格の水準を引き上げるところか、それとは逆に、彼ら側の一人一人が自分達の商品の供給競争によってこの水準を引き下げようとしているのである。これと同じく、合意によって生産費の額を引き下げようとするところか、彼らは個々に彼らの産業に必要な原料と敷地と資本と労働力の需要競争ゆえに、この額を引き上げようとするのである」(CEPA,p.581)

しかし実際には、労働者よりも数的に少数の企業者側の交流と団結は容易であり、彼らは労働者に対して常時団結していたのであり、「長い間フランスでは、法の外か法すれすれのところに雇用者組合が存在していた」(CEPA,p.578)。このように、企業家側だけに自然発生的な団結が黙認されているのであれば、条件の平等からいっても、労働者も一人一人孤立せず団結の自由が認められるべきである。禁止すべきは威嚇・脅迫・暴力行為であって、団結そのものではない。ワルラスは、人々の日常生活の社会的紐帯でもあった中間結社を禁止するル・シャプリエ法(1791年)について、「革命は個人を国家に直接対峙させる形で孤立させるものであった」として、これを「結社の原理自体に対する過剰な反動」と見て、当時非合法とされていた「抵抗組合」(société de résistance)による労働者の集会・結社の自由を擁護する(CEPA,p.578)。集会・結社が自由化されても、水道・ガス・鉄道といった自

然的独占傾向を持つ産業部門でないかぎり、その団結はつねに対抗者側(企業家)の団結もよびこむので、労働者の一方的な労働用役独占は不可能というのが、その理由である。例として1867年の染色工組合をめぐる訴訟とストライキに対するワルラスの見解を見よう。なお引用でいう被告は抵抗組合、原告はほかの労働者よりも低い賃金で企業家と雇用契約を結ぼうとした労働者と企業家である。「もし被告と組合が暴力をふるったり脅迫行為をしたというなら、なるほど彼らは原告の権利を侵害したと認められる。しかし被告は辞職勧告を行っただけであり、これだけで労働と営業の自由の侵害という犯罪とするのは驚きである！...われわれは、労働する自由の原理は、労働しない自由の原理と同じであると考え。この原理は染色工組合の存在を認め、この組合が行使する手段、彼らの協議、彼らの退職を認める。パリの大工場の多くにこの染色工組合に似た組合が存在する。それらは賃金下落に対抗する抵抗組合とよばれ、イギリスの労働組合にも比肩するほどの拡大と重要性を獲得しつつある」(APC, p.206)。

ワルラスは、労働者の団結・集会への制限が第二帝政後期にゆるめられるようになったことを、「労働者に認められたこの自由は、成果を、それもすばらしい成果をもたらした。事実、第二帝政最後の数年間、労働者には集会許可が自由に認められ、彼らは無秩序に陥ることなくこの認可を利用した」(CEPA, p.580)と述べて歓迎する。また、裁判紛争の際に企業家組合だけが調停者に任命されている現状をかんがみ、これにさらに「労働組合の中の労働者代表」を加え、両者が「< 共通に主張しうる利益 >」を追求するようすすめ(CEPA, p.580)、労使の間に立つ仲裁制度をイギリスから紹介する。「仲裁者は第一に、利潤の存在を確かめその性質を認識できるくらいビジネスによく精通した人物でなければならない。すべての利潤が賃上げを可能にしようとは限らない。...次に仲裁者は完璧な力量と信頼のおける人物であるだけでなく、だれからもその力量と信頼を認められる人物でなければならない。イギリスは、政治家にこのような人物をもっている」(CEPA, p.582)。

いずれにせよ、これらが暫定的な解決であることに変わりはない。最終的にワルラスは、「[賃金上昇は]刑法の条項や騎兵隊のパトロールによって押さえこむべきではなく、...生産物市場と用役市場を組織化することによって押さえるべきである」(EEPA, p.256)と語るように、だれ一人恣意的な影響力を及ぼすことなく、自己調整的に決定される市場均衡価格だけが、すべての利害関係者を納得させる賃金であると考え。したがって人為的・政治的な経済外強制力に頼らずにすむような、完全自由競争市場の組織化を進めることが、労使対立の最終的解決策ということになる。したがって、社会問題は、社会主義者が主張するような資本所有(労資階級関係)に存在するのではなく、自然権に反する国家による賃金課税こそが、その根源にある。つまり団結は権利として擁護されても労働者の利益になるとはいえず、労働市場の自由競争の組織化とその代償としての国家による課税廃止がリンクすることで、問題解決が図られるのである。

「団結やストライキによる賃金率上昇すなわち生産費上昇(これはパリの産業の破滅だろう)を要求しないよう労働者に求める。...しかし労働者のために彼らの犠牲を充たす補償を求める。...唯一の補償は労働者の賃金に重くのしかかる税負担の軽減である」(APC, p.212)。

## 保険とアソシアシオン

保険とアソシアシオンは、共同体とは異なり、個人が自発的に拠出する私有財産に還元可能な集団である。それゆえワルラスはこれを個人主義・市場領域に含める。ワルラスは、完全自由競争市場の原理がアソシアシオン原理にも合致すると考える。「経済学が述べること、これこそアソシアシオンがなすことである」(APC, p.24)。ただし競争市場内部での改良である以上、アソシアシオンによ

る解決は特殊偶然的要因が大きいという限界がある。第一に、アソシアシオンは組合員個々の所得水準を引き上げ、貧困克服に一定の効果をおよぼすかもしれない。だが、課税という国家による私有財産の収奪自体を克服することはない。第二に、国家支援のない完全自由競争市場において、アソシアシオン経営が失敗に終わることも当然予想される。第三に、19世紀後半のアソシアシオン論者と共通して、ワルラスも、保険やアソシアシオンは肉体労働者よりもブルジョワ層に近い「エリート労働者」に限って有効と見る。とはいえ、市場経済の中で生活する人々が、独力では負担しきれない貧困・失業・疾病・老齢など数々のリスクは、共済原理(保険)を通じて集団でシェアされることによって、個人が確実に責任を負える程度のリスクに収めることが可能となる。

「保険は...それによって、リスクすべてを負担する潜在的可能性を、最小限の一分数のリスクを負担するという確実性におきかえるものである。...もし個人が、失業や負傷や病気や老後に備えて、独力で自分の身を守る責任を負おうとするならば、彼が失業する可能性や負傷をする可能性は最も低くなり、可能な限り元気に働けるだろうし、老齢化も最大限先延ばしできるだろう」(EEPA, pp.259-260)。

保険や年金は市場領域に属する以上、それは「個人保険で自由加入制であり、団体保険でも強制保険でもない」(EEPA, p.260)。それゆえ保険加入にあたっては、各人に一定の貯蓄の準備がなければならぬ。しかし既存の会社法の資本金確定原則では、労働者が一括して巨額の出資額を支払うことは不可能である。そこでワルラスは資本金可変原則をとり入れた会社法改正私案を発表する。これにより、賃金収入から消費分を差し引いたわずかな残余を庶民(労働者)が少しずつアソシアシオンに貯蓄することが可能になる。セイ法則に従えば、この貯蓄(供給)はすべて資本化(需要)される。したがって、アソシアシオンに貯蓄する労働者は即資本家(株主)でもある。そしてこの貯蓄からの収入(配当・利子)が、さまざまなリスクをカバーする原資となる。

「労働者が見込める資本とは、大工業において所有される利子請求持分であり、これはいわばこの種の事業の株式や債権に相当するものである。そしてこの収入は、病気の時に一時的に労働を中断したときや、年老いて完全に仕事をやめるときに賃金のかわりになるものである。この資本価値は、子女の就業/結婚資金にもなる。...これは家族組織の経済的基礎である」(APC, p.24)。

保険組合は、労働者と彼の家族の命運がかかっている職と健康を支えることを目的とする。その第一は個人保険であり、就業時間に生じる事故に限定される保険であり、就労中の事故が原因となる労働不能あるいは一家の長の事故死のリスクを家族に保証する。第二は団体保険であり、これは従業員の生活と健康に責任を負う工場主企業家に有利であり、就業時間に生じた事故だけをカバーする。また保険は労使紛争解決の手段として利用することも可能であるとワルラスは見なしている。「[労働中に]事故が発生した場合、労働者は雇主に頼るほかに、彼の請求は係争をまぬがれない。雇主と労働者は互いに事故の責任を転嫁しあう。利益を受けようとする側から訴訟の可能性が起こるか、あるいはその人の権利の一部を犠牲にした妥協が必要となる。権利の犠牲は雇主と労働者との間の敵対の原因となる。保険によって、あらかじめ定められた一定の権利を、利益を失う側のために確保しておくことによって、訴訟も妥協も無くすることになる。...支払う月々の掛金は、...雇主の寛容を期待して得られる援助や、裁判請求によって得られる金銭との差額に比べれば大した額ではない。しかも司法の行動は鈍いものなので、裁判の間に一切の財産を奪われた犠牲者の家族は窮乏の中にい続け、慈善にすがら。逆に保険会社が介在すれば効率的かつ迅速である」(APC, p.27)

### 個人的手段とその社会的条件(人口・家族・教育)

結局、市場内部の結社による社会問題解決は二次的なものであり、価格自動伸縮的市場における労働者の境遇改善は「個人的手段をすすめる以外にない」として、ワルラスは各人の自己防衛を求め

る。そこで彼は、人口増加と女性・児童の労働市場参入が労働市場全体の賃下げ要因であるとして、自己節制・家族・教育といった、市場外の私領域における個人イニシアチヴと国家規模の政策との連関を考察する。ワルラスは、労働用役一単位あたりの稀少性をより高くすれば実質賃金上昇につながるという考えから、児童・女性労働の市場参入に法的規制をかけることを提案する。これは成人男性労働者の賃上げと同時に、子供の教育機会と女性保護を保証し、市場から私領域を守る。このように、個人的解決手段自体がレッセフェールによって生み出されるとは限らず、女性・児童労働の制限・労働時間制限・工場衛生に関する立法によって、国家が政策的に個人イニシアチヴのインセンティブを引き出すケースもあるということになる。

「無分別な人口増加によって労働量を増やさないこと。彼らが自らの生活資料を供給できる状態にあるときのみ、結婚し家族を持つこと。…扶養すべき家族を持つ彼らの妻を働かせたり、終えるべき学業やなすべき見習い仕事を持つ子供たちを働かせたりしないこと。次にわれわれの見解では、労働市場の自由とは、国家が工場内の女性労働と児童労働に関する法や規制を制定する権利を持つことを必ずしも排除しないと付け加えておこう。これは女性や児童の人格や公衆道徳を守るものである」(CEPA,pp.585-586)。

また人口抑制は教育水準の向上にも左右される。国による無償普通教育と専門教育の制度化による労働者の資質向上は、労働者の雇用される能力を高め、貧困と教育欠如の間の悪循環を断つための条件整備といえるだろう。なお、この無償公共サービスの費用は、国有地を民間企業に長期借地権を与えて得られる地代収入によってまかなわれる。

「普通教育ならびに専門教育を発展させることによって、労働の効用をより一層大きくすること。労働者の一般教養は彼らの専門的資質にも大きな影響を及ぼす。機械が労働者にもたらす一時的弊害を別にすれば、機械は生産物需要と労働需要を大幅に増やすことによって、労働者に有利な結果だけをもたらすということもわれわれは知った。普通教育と専門教育によって、労働者は容易かつすみやかに、機械の雇用難をのり切ることができ、機械の利点を完全に利用できるようになる。この見地よりすれば、国家もまた、公開無料講座を開くことで介入することが可能である。しかし労働者は、彼ら自らの手で多くをなすべきである」(CEPA,p.586)。

ワルラスは、機械導入に伴う労働者の地位低下は、市場をより完全に組織することによって個人的に解決できると考える。くりかえしになるが、結局、団体交渉や仲裁といった手法による解決は、「すぐれた解決策であるが、任意の解決策であって、義務的なものではない。この意味においてこれは科学を外れた解決策である。科学的かつ最終的な解決策とは、労働市場におけるせりの上げ下げである」(CEPA,p.582)とする。ここからもわかるとおり、市場内の集団的解決は理論的裏付けのない経験的手法であり、やむをえざる暫定策にとどまる。しかも団結は、正義の観点からは権利として認められても、利益の観点からは社会的損失である。

「ストライキは、企業家と産業労働者の間に発生し、そこでは価格維持のための生産制限がなされるだろう。そして企業下は、生産物価格下落に由来する利益を得ながら、以前と同量の生産物を生産しようとする一方、労働者は賃下げを受け入れずに、以前と同量の労働をしようとする。こうしている間に生産が拡大しつつある産業では、生産物価格と賃金が、同時に意味もなく上昇する。これは経済均衡の到達に反して進行する傾向である」(EEPA,p.256)

生産物市場と要素市場がより完全に近い形のものに組織され、しかも教育水準が高まれば、個々の労働者あるいは労働組合が、市場メカニズムとそれがもたらす利益をよく理解し、完全自由競争市場の組織化にむしろ積極的に協力するようになるとワルラスは考える。このような楽観的展望を持つからこそワルラスは、契約の自由を盾に、労働者の結社の自由、敵対的態度をもたないといえる。ワルラスの一連の暫定策は長期的に見れば市場対抗的ではないのである。

## おわりに

本報告では市場内部での諸改良策に重点をおいて論じた。これらと でふれた根本的解決策とのリンクを次のように考えることができる。市場が完全に組織され、労働立法や教育が制度化されれば、失業した労働者も個人的資質を頼りに円滑に転職できるはずである。そしてワルラスは、集団交渉による価格決定を現実に容認しつつも理論的に批判する。労働者の賃上げ要求の代償となるのが賃金税(= 国家による労働者搾取)の廃止である。すなわち完全自由競争市場の確立の進行と並行する第二の社会問題解決策は、国家の租税廃止による身体・労働・賃金の私的所有の完全化を前提し、さらには、租税廃止しても財政をまかない、公共サービスの無償提供を可能にする土地・地代の国有化が前提される。ここに根本解決策と市場における二次的解決策とがリンクする。ワルラスの市場社会レジームをこのように把握することができる。

Boson,M.[1951],*Léon Walras Fondateur de la politique économique scientifique*,Paris, Librairie générale de droit et de jurisprudence, Lausanne, Librairie de l'université.

Boson,M.[1965],*La pensée sociale et coopérative de Léon Walras*, Paris,Insitut des études coopératives.

Dock s,P.[1996],*La société n'est pas un pique-nique Léon Walras et l'économie sociale*, Paris,Economica.

Dock s,P. et J.-P. Potier [2001],*La vie et l'oeuvre économique de Léon Walras*,Paris, Economica.

Oulès,F.[1950],*L'école de Lausanne Textes choisis de L.Walras et V.Pareto Présentés et commentés*, Paris,Librairie Dalloz.

Potier,J.-P.[1994], "Classification des sciences et divisions de l'《 économie politique et sociale》 dans l'oeuvre de L on Walras :une tentative de reconstruction,"*Économies et sociétés* , n°20-21,pp.223-277.

Potier,J.-P.[1998], "L on Walras and Applied Science :The signification of the free competiton principle," G.Faccarello(ed.), *Studies in The History of French Political Economy :From Bodin to Walras*, London and New York, Routledge, pp.369-403.

Walras,L.[1988],*Éléments d'économie politique pure,(EEPP),August et Léon Walras Œuvres économiques completes,(Œuvres)*,t. (久武雅夫訳『ワルラス純粋経済学要論』、岩波書店)

Walras,L.[1990],*Les associations populaires coopératives,(APC)* ,*Œuvres*,t. .

Walras,L.[1990],*Études d'économie sociale ,(EES)* ,*Œuvres* ,*Œuvres* ,t. .

Walras,L.[1992],*Études d'économie politique appliquée ,(EEPA)* ,*Œuvres* ,t. .

Walras,L.[1996],*Cours d'économie sociale,(CES)* in *Cours* ,*Œuvres* ,t.

Walras,L.[1996],*Cours d'économie politique appliquée ,(CEPA)* in *Cours* ,*Œuvres* ,t. ,

Walras,L.[2001],*L'économie politique et la justice ,(EPJ)* , *Œuvres* ,t. .

高橋聡[2003],「L.ワルラスと 19 世紀フランス社会 - アソシアシオンの理論と実践」,『日仏経営学会誌』,第 20 号,88-102 頁.

高橋聡[2005],「L.ワルラスの社会科学体系とレジーム構想」,中央大学経済研究所編『フランス - 経済・社会・文化の位相』中央大学出版部.( \* 近刊)

報告者の上記ペーパーについては、ご希望の方に MS-Word にて添付しますのでご連絡下さい。